(参考)

飼料添加物アルカリ性プロテアーゼの基準及び規格の改正に関する食品健康影響評価 についての意見聴取について

1. 経緯

アルカリ性プロテアーゼは、Aspergi/lus me/leus 等が産生するものが、「飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進」を目的として、平成2年に飼料添加物として指定されている。

今回、要望のあったアルカリ性プロテアーゼは、*Bacillus licheniformis* Si-3 株を宿主として、アルカリ性プロテアーゼの生産効率を高めるため、*Nocardiopsis prasina* NRRL18262 株由来の pep10R 遺伝子が導入された生産菌 *Bacillus licheniformis* JPBL001 株によって生産されたアルカリ性プロテアーゼである。

海外では、EU、米国等で既に使用されている。

今回、食品安全委員会の意見を聴取する改正については、平成 29 年 12 月 19 日、 農業資材審議会より適当との答申を得たところである。

2. 改正の概要

飼料添加物アルカリ性プロテアーゼについて、基準及び規格を改正する。

なお、用途は飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進で、対象は鶏用飼料とする。

3. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た後、省令の改正の手続を進める。